

## 川崎市医療的ケア児日中活動支援事業所等整備補助金選定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市医療的ケア児日中活動支援事業所等整備補助金交付要綱（令和4年4月1日 川健障計第665号）に規定する補助金（以下、「補助金」という。）を交付する事業所の選定を公正かつ適切に実施するため、健康福祉局に川崎市医療的ケア児日中活動支援事業所等整備補助金選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の組織等)

第2条 委員会の委員並びに所掌事務は、次のとおりとする。

委 員 員	所 掌 事 務
健康福祉局障害保健福祉部長 健康福祉局障害保健福祉部障害計画課長 健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課長 健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課長 健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課長 健康福祉局総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課長	補助金の交付の対象となる医療的ケア児日中活動支援事業所等の選定に関すること。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、健康福祉局障害保健福祉部長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会の会議の議長となる。

3 委員長は、委員に事故があるとき、又は委員が欠けたときは、健康福祉局障害保健福祉部又は総合リハビリテーション推進センター所属の職員を指名し、その代理に充てることができる。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、健康福祉局障害保健福祉部障害計画課長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、委員長を除いた委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第5条 委員会は、必要があると認められたときは関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(対象の選定及び選定基準)

第6条 委員会は次に掲げる基準を考慮し、当該年度の予算の範囲内で、補助金の対象と

なる医療的ケア児日中活動支援事業所等の選定を行う。

(1) 設備及び運営は、川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月14日条例第54号）または川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第69号）に定める基準に適合するものであること。

(2) 5年以上継続して運営が確保できることが見込まれること。

(3) 当市及び他の自治体による、事業所指定取消等の処分の有無。

(4) 事業所の選定にあたっては、別表により点数化を行い、優先順位を選定する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、障害保健福祉部障害計画課において処理する。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

川崎市医療的ケア児日中活動支援事業所等整備補助金選定委員会設置要綱  
別表（第6条関係）

評価項目		配点				
		優れている	やや優れている	普通 (基準点)	やや劣っている	劣っている
事業目的の達成とサービス向上への取組	基本方針が適切であること	5	4	3	2	1
	整備地について優先順位が高いこと	20	16	12	8	4
	事業計画が適切であること	15	12	9	6	3
	支援内容が適切であること	10	8	6	4	2
	建物、設備、備品等が適切であること	10	8	6	4	2
	職員体制が適切であること	10	8	6	4	2
収支計画	収支予算計画が適切であること	10	8	6	4	2
法人についての評価	運営状況が安定していること	5	4	3	2	1
	事業実績を有していること	10	8	6	4	2
法人の取組について	社会貢献やコンプライアンスについての取組が適切であること	5	4	3	2	1
合計		100	80	60	40	20